

日本技術士会からの報告

- ① 新・技術士CPD活動に関する報告
- ② IEA GA/PC改訂に係る対応
- ③ 令和6年能登半島地震における取り組み
- ④ 令和4年度技術士第一次試験の正答ミスにおける対応

2024年6月26日

公益社団法人 日本技術士会

新・技術士CPD活動に関する報告

2024年6月26日

公益社団法人 日本技術士会

新・技術士CPDに関する活動の経緯

◇大臣通知（令和3年4月26日文科科第65号）

CPD活動の実績の管理及び活動の実施主体は技術士会が適当

技術士会は以下の事務を行う

- ①CPDガイドラインの作成
- ②CPD記録の確認及び実績簿の作成
- ③CPD活動の普及啓発
- ④分科会へのCPD活動状況の報告

◇技術士法施行規則の一部改正（令和3年9月8日文部科学省令43号）

CPD活動の履行状況を公的に裏付ける等のため、施行規則14条を改正し、登録事項に資質の向上の取組状況を追加、技術士登録簿に資質向上の取組状況を記載



◇技術士会の実施体制：下記の組織設置

- ①技術士CPDセンター
- ②技術士CPD実績管理委員会
- ③CPD活動関係学協会連絡会



◇技術士会のアクション：会員、非会員に対して

- ①システム整備
- ②広報タスクフォース設置
- ③全国での説明会開催などの周知活動
- ④リーフレット作成
- ⑤広報ビデオ作成
- ⑥キャンペーン実施

技術士会の周知活動（例）

広報ビデオ（You Tube）

YouTube JP

技術士会

IPEJ 日本技術士会 IPEJ 日本技術士会

技術士CPDガイドブック (Ver.1.1) に基づく

「技術士CPD活動実績の管理及び活用制度」について

公益社団法人 日本技術士会

0:03 / 26:37

【新・技術士CPD制度】～技術士CPD活動実績の管理及び活用制度～

502 views • Feb 24, 2022

👍 11 🗨 DISLIKE ➦ SHARE ⬇️ DOWNLOAD ⚙️ SAVE ...

リーフレット

新・技術士CPD制度 技術士CPDガイドブック(要約版)

CPD活動実績の技術士登録簿への記載を制度化

技術士法施行規則の一部改正により、2021年9月から技術士CPD活動実績を技術士登録簿に記載できるように制度化されました。

CPD活動実績の3つの認定・公表制度もスタート

「基準CPD時間」、「推奨CPD時間」、「技術士（CPD認定）」の認定要件を達成した技術士の名簿をホームページに掲載することになりました。

経緯

- 日本技術士会では、2002年度より技術士CPD登録の受付・管理を実施しています。
- 技術士CPD活動実績の登録は、公共調達に関わる技術者の評価など、活用機会が増大しています。
- 文部科学省の科学技術・学術審議会第10期技術士分科会において「技術士のCPD活動の実績の管理及び活用を可能とする公的な仕組みの構築の必要について」提言がなされました。
- その実施に向けて2021年4月に大臣通知が発出され、技術士のCPD登録に係る公的な仕組みが示されるとともに、その事務を日本技術士会が担うことになりました。
- 9月には技術士法施行規則の一部改正が行われ、技術士登録簿の登録事項として資質向上の取組状況が追加され、技術士が希望するときは技術士CPD活動実績の記載ができるようになりました。

技術士CPD活動の目的

技術士資格は専門的学識、問題解決能力、マネジメント等の高度な資質能力を保証するものです。技術士のCPD活動は、資格取得後もその資質能力を維持するとともに向上させることを目的としています。

技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）

技術士は「専門的学識」、「問題解決」、「マネジメント」、「評価」、「コミュニケーション」、「リーダーシップ」、「技術者倫理」といった7つの資質能力を最低限備えなければなりません。

技術士のキャリア形成に必要なCPD時間の目標

基準CPD時間：20CPD時間/年度
 推奨CPD時間：50CPD時間/年度（うち技術者倫理1CPD時間以上、但し2021年度までの実績には不要）
 技術士（CPD認定）：250CPD時間/5年度間（うち技術者倫理5CPD時間以上、但し2021年度までの実績には不要）

技術士CPDガイドラインの改訂 (Ver1.2)

(1) コンピテンシー見直しに伴う変更

頁	Ver.1.1	Ver.1.2
4	<p>(2) 技術士に求められる資質能力及び CPD 活動 技術の高度化、統合化等に伴い、技術者に求められる資質能力は、ますます高度化、多様化している。平成 26 年 3 月の分科会において、「技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）」として、「専門的学識」、「問題解決」、「マネジメント」、「評価」、「コミュニケーション」、「リーダーシップ」、「技術者倫理」が示された（表-1）。</p>	<p>(2) 技術士に求められる資質能力及び CPD 活動 技術の高度化、統合化等に伴い、技術者に求められる資質能力は、ますます高度化、多様化している。平成 26 年 3 月の分科会において、「技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）」として、「専門的学識」、「問題解決」、「マネジメント」、「評価」、「コミュニケーション」、「リーダーシップ」、「技術者倫理」が示され、令和 5 年 1 月 25 日の分科会において、改訂が行われ「継続研さん」が追加された（表-1）。</p>

技術士CPD管理運営マニュアルの改訂 (Ver1.3)

(1) 日本技術士会 CPD 時間算定基準 (注意事項) の改訂及び改訂理由

形態項目	Ver1.2 (2022年4月20日)	Ver1.3 (2023年5月10日)	改訂理由
共通	1) 上限時間のある形態項目に注意して 記入 する。 2) 活動実績が確認できる 参加票、受講証明書、議事録、プログラム、学協会誌、表彰状 等を保管しておく。	1) 上限時間のある形態項目に注意して 計上 する。 2) 活動実績が確認できる 受講証、議事録、プログラム、表彰状 等を保管しておく。	上限の注意事項につき「計上」とした。参加票から受講証に名称が変更されたことに伴い参加票、受講証明書を受講証で代表させて表現した。学協会誌の保管(5年間)は負担が大きいため削除した。
1.講演・研修 2.組織内研修	-	5)講演・研修(100)は受講確認ができるエビデンスがあるものに限る。それ以外は多様な自己学習(010)で計上する。特に公共調達での使用を目的に技術士CPD活動実績証明書等を発行する場合は 受講証等が必要 。 6)eラーニングは受講修了証等により受講が確認できるものに限る。それ以外は多様な自己学習(010)で計上する。但し、日本技術士会のPe-CPDに収録されている講演録画の視聴はeラーニングとして認める。	形態項目の共通で「活動実績が確認できる参加票、受講証明書、議事録、プログラム、学協会誌、表彰状等を保管しておく。」と記述されているが、講演・研修のエビデンスが明確でないため、講演・研修の登録には受講確認ができるエビデンスが必要であることを明確にした。 講演録画の視聴は受講証が発行されないため、講演内容、所見の記入という条件をつけて講演・研修として認めることとした。
	-	8)2日以上連続して受講した場合は1日ごとに分けて計上する。	複数日にまたがる講演・研修のCPD時間の妥当性の判断が難しいため、1日ごとに分けて計上することとした。
3.学協会活動	1)通年の活動として委員会、小委員会、WG、部会等別に 記入 できる。それぞれ年度当たりの上限を10CPD時間とし、 年度末にまとめて記入 する。 4)学協会の会誌購読(320)は、 年度毎 にまとめて 記入 できる。	1)学協会活動(310)は、 活動日ごとに個別に計上 することを原則とするが、通年の活動として委員会、小委員会、WG、部会等別に 上限を10CPD時間として年度末にまとめて計上 できる。 4)学協会の会誌購読(320)は、 年度末 にまとめて 計上 できる。	活動日ごとの個別計上を原則とすることを明記するとともに、多くの委員会等で活動されている方に便宜を図る例外措置として10CPD時間を上限として年度末にまとめて計上できることを明確にした。また、システムでは年度上限の30CPD時間しかチェックできないため、個別計上の上限はそれぞれの委員会によらず全体で年度30CPD時間とする。 年度当初にまとめて計上することを避けるため、年度末にまとめて計上できることを明確にした。
4.論文・報告文	-	1)学術論文の 口頭発表(420) には 論文集・論文名 を記入する。	技術発表会(口頭発表)と学術論文の口頭発表(学協会主催)の違いを明確にするため、学術論文の口頭発表には 論文集・論文名 を記入することとした。

技術士CPD管理運営マニュアル改訂 (Ver1.3)

(2) 手数料変更及び変更理由

(表-15) CPD登録・証明書等の手数料 Ver1.2 (2022年4月20日)

CPD登録団体		Pe-CPD CPD登録	CPD実績簿 記載申請	CPD実績簿 記載申請 (2回目以降)	登録事項 変更届出	技術士 (CPD認定) 申請	技術士CPD 活動実績 証明書
技術士会登録	会員	無料	無料	2,000円	無料	3,000円	1,000円
	非会員	2,000円	2,000円	2,000円	無料	5,000円	5,000円
他学協会登録	会員	—	無料	2,000円	無料	3,000円	1,000円
	非会員	—	2,000円	2,000円	無料	5,000円	5,000円

注) 「2回目以降」とは、同一年度内における複数回の申請の場合である。



(表-15) CPD登録・証明書等の手数料 Ver1.3 (2023年5月10日)

CPD登録団体 【日本技術士会の入会区分】		Pe-CPD CPD登録	CPD実績簿 記載申請	登録事項 変更届出	技術士 (CPD認定) 申請	技術士CPD 活動実績 証明書
日本技術士会 Pe-CPD登録	【会員】	無料	無料*	無料	3,000円	1,000円
	【非会員】	2,000円/年度	2,000円*	無料	5,000円	5,000円
他の学協会 CPD登録	【会員】	—	無料*	無料	3,000円	1,000円
	【非会員】	—	2,000円*	無料	5,000円	5,000円

* 同一年度内における2回目以降のCPD実績簿記載申請は、手数料を1,000円とする。

【変更理由】 申請手続きに係る実態調査（運用1年目の実績の複数回申請者数を調査したところ、51名（全体の3%））の結果及び記載申請に多額の手数料がかかるのではという懸念メッセージを弱めつつ、積極的な記載申請を促進する目的から、2回目以降の記載申請手数料を1,000円とした。（年度内で1回の申請が基本であることから、表欄外の注意書きとした。）

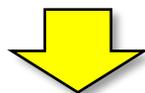
技術士CPD管理運営マニュアルの改訂 (Ver1.4)

(1) 技術士 (CPD認定) の認定内訳

年度	移行措置	通常認定
2021年度	112名	131名
2022年度	298名	138名
2023年度	427名	125名
合計	837名 (68%)	394名 (32%)

(2) 移行措置の変更 (延長) 及び変更理由

- ✓ 技術士 (CPD認定) 認定者の増加に向けたより一層の対策が必要
- ✓ 認定者の大半は移行措置の利用者 (約7割)



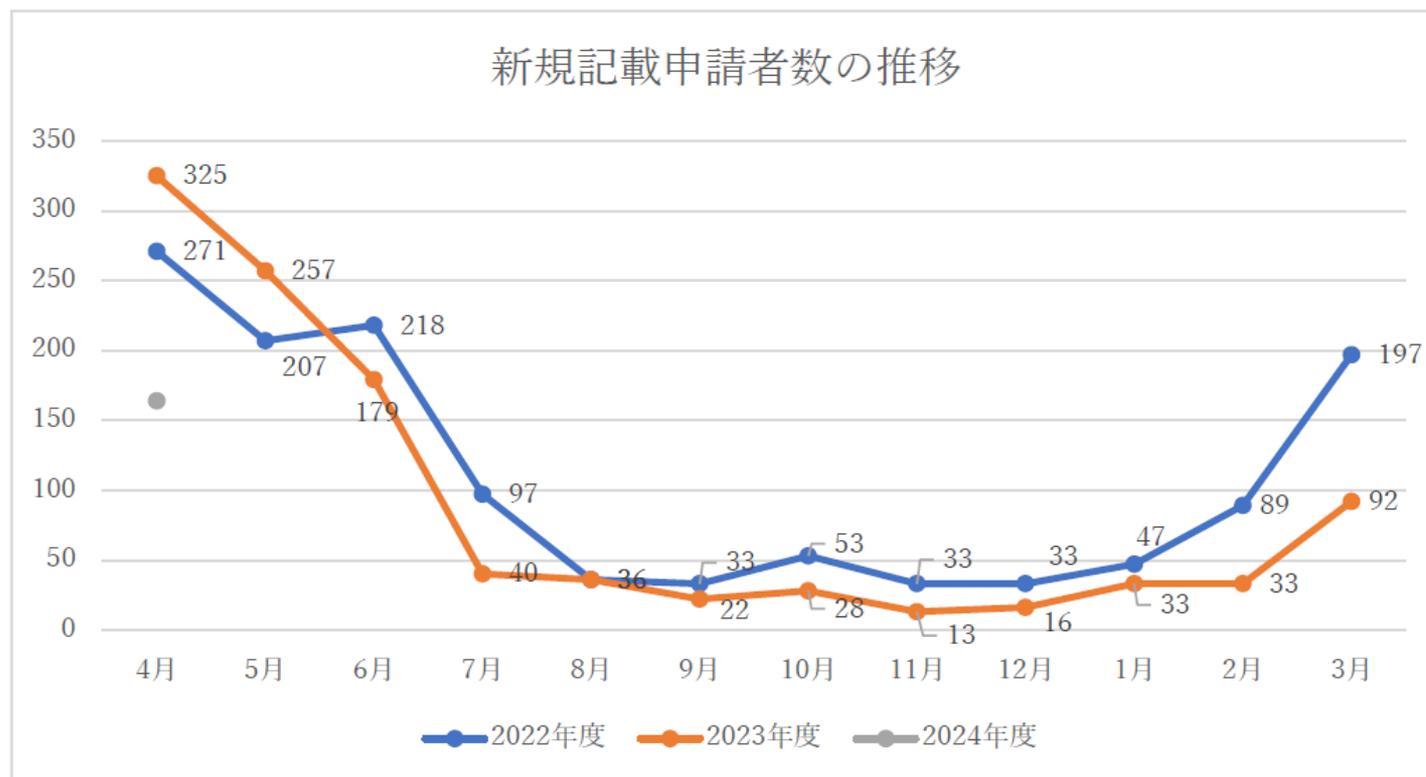
- ✓ 技術士CPD管理運営マニュアルを改訂し移行措置の延長 (1年)

【技術士 (CPD認定) の認定要件：移行措置】

2023年度末→**2024年度末**までにその前年度以前の実績で申請する場合は、移行措置として直近の過去2年度間連続して推奨CPD時間を達成している実績により同様の措置を講じる

新・技術士CPD制度登録状況（2024年4月末）

	正会員	非会員	総計
総計	2,652 (920)	841 (500)	3,493 (1,420)



関係学協会のCPD活動実績の活用（実施法人）

3. 2023年度 技術士 CPD 実施法人証明書をもつての記載申請者数内訳（順不同）

建設コンサルタント協会	167
土木学会	24
日本環境アセスメント協会	0
日本建築士会連合会	2
日本造園学会	2
農業農村工学会	373
全国上下水道コンサルタント協会	0
森林・自然環境技術教育研究センター (JAFEE)	2
全国地質調査業協会連合会 (土質・地質技術者生涯学習協議会)	7
電気学会	0
地盤工学会	1
全日本建設技術協会	0
日本測量協会	0
日本都市計画学会	0
合計	578

農水省における技術士（CPD認定）の活用例

（１）コンサル業務の技術提案書評価基準に、技術士（CPD認定）を加算評価の対象として導入（2023.4.1）

技術提案書評価基準（2023.4.1～）											
評価対象	評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価							
				評価点	A	評価点	B	評価点	C	評価点	D
技術者評価	業務執行技術力	技術者継続教育に対する取り組み	農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況	3	前年度に50CPD単位又は過去3年間に150CPD以上	2	前年度に30～49CPD単位又は過去3年間に90～149CPD以上	1	前年度に10～29CPD単位又は過去3年間に30～89CPD以上	0	A,B,Cに該当しない
				1	【加算評価点】技術士（CPD認定）に認定されている						

（２）その結果、農業部門の技術士（CPD認定）認定者数が急増

技術士（CPD認定）認定者部門別年度比較表(抜粋)

	建設部門	電気電子部門	機械部門	農業部門	上下水道部門	総計
2021年度	121	21	18	14	12	223
2022年度	220	24	24	27	40	416
2023年度	187	24	25	255	21	596
計	528	69	67	296	73	1235

新・技術士CPD制度の推進と定着に向けて

1. 更なるCPD活動の充実と広報活動の継続

- ✓CPD機会の拡大とコンテンツの充実
- ✓地域本部、部会を通じたPR活動の実施
- ✓CPD活動関係学協会連絡会を通じたPR活動の実施
- ✓CPD登録システムの改良

2. 資格活用との連携

- ✓関係省庁、地方自治体に対して継続研さんの責務を果たしている技術士活用のPR
 - 特に技術士（CPD認定）の活用促進
- ✓民間企業に対し継続研さんの責務を果たしている技術士活用のPR

End of Presentation



IEAのGA/PCの改訂に係る対応について

2024.6.26

科学技術・学術審議会 技術士分科会（第47回）

日本技術士会

背景・経緯

■ 背景

- IEAでは2021年にAPECエンジニア/IPEA国際エンジニアに求められる資質能力 Graduate Attributes and Professional Competencies Ver.4 (IEA GA&PC) を制定した。
- IEAは、IEA GA&PCと各エコノミーの定める技術者の資質能力基準や審査基準とのGAP分析、GAP解消のロードマップを、2024年1月までに提出要求 (IEA側の準備の都合で、後に3月末に変更)。

■ 経緯

- 日本技術士会では、理事会 (9/7) において、国際委員会の下に12名で構成されるIEA対応Working Group (以下WG) を設置した。
- WGは12月までにGAP分析およびロードマップの検討を終え、理事会に提出した。
- 理事会 (1/11) において、技術士が関係する部分についてAPECモニタリング委員会を通じてIEAに提出してよいか審議され、承認された。
- WGは1月までに建築士部分を含めたGAP分析・ロードマップの英訳版を作成した。
- APECエンジニアモニタリング委員会においてGAP分析・ロードマップをIEAに提出してよいか審議・承認 (1/29)、IEAに提出 (3/29)。
- 詳細なGAP分析報告が提出されているのは、27か国中6か国のみ (IEAM2024にて状況説明)。

IEAとは

IEA (International Engineering Alliance)

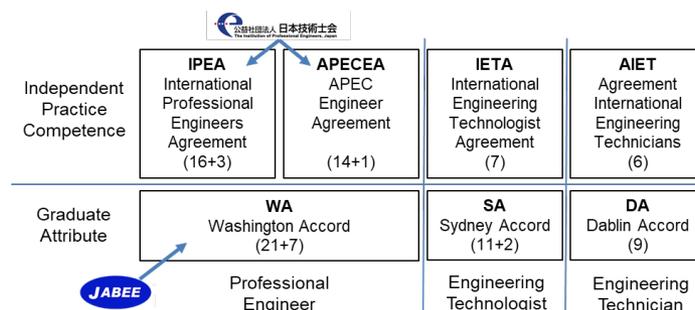
エンジニアリングの教育と実践における質保証と国際的同等性の確保、流動性の向上を目的とする非営利の国際組織である。

加盟組織

29ヶ国41地域を活動範囲とするエンジニアリング教育認定団体・専門職管理団体が加盟

構成

教育認定の相互承認に関する3協定、専門資格認定の相互承認に関する4枠組構成



IEA GA&PCについて

IEA GA&PC

- エンジニアリング教育の認定基準、エンジニアリング専門職に期待されるコンピテンシー（知識・スキル・態度・価値観が有機的に結合することを通して、行為として表出する能力）、及び相互の関係を整理したものである。

IEA GA&PC Ver.4（2021.6.21改訂）

- 国際連合による持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals, SDGs）に関連し、新たな技術やエンジニアリング分野、新たな教授法、及び持続可能な発展(sustainable development)、多様性・包摂性(diversity and inclusion)や倫理といった価値観に対する要求を反映

IEA GA&PCの構成

共通レンジ

問題の識別と解決のレンジ (WP1~WP7) →「複合的なエンジニアリング問題」定義
エンジニアリング活動のレンジ (EA1~EA5) →「複合的な活動」定義

協定教育プログラムの プロフィール

知識と態度のプロフィール (WK1~WK9)
GAのプロフィール (WA1~WA11)

PCのプロフィール

PCのプロフィール (EC1~EC13)

技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）

技術士に求められる資質能力（コンピテンシー） - 平成26年（2014年）3月7日
(文部科学省 科学技術・学術審議会 技術士分科会 制定。以降、**技術士PC2014**と記載)

- エンジニアリング教育の認定基準、エンジニアリング専門職に期待されるコンピテンシー（知識・スキル・態度・価値観が有機的に結合することを通して、行為として表出する能力）、及び相互の関係性を整理したものである。

技術士に求められる資質能力（コンピテンシー） - 令和5年（2023年）1月25日
(文部科学省 科学技術・学術審議会 技術士分科会 改訂。以降、**技術士PC2023**と記載)

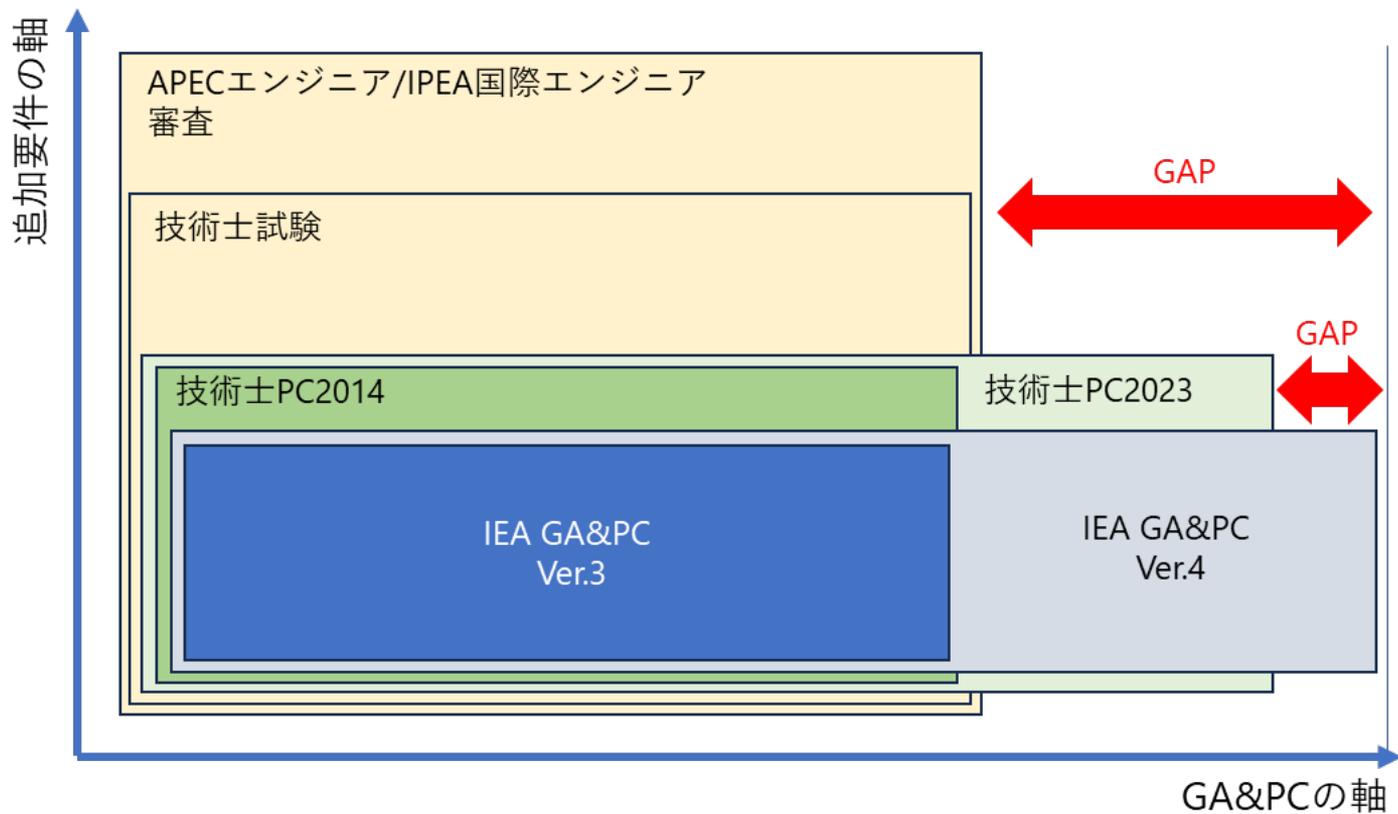
- IEA GA&PCの改訂を踏まえ、キーワードやその説明を追記。①問題解決「必要に応じてデータ・情報技術を活用して定義し」「多角的な視点を考慮」「ステークホルダーの意見を取り入れながら」の文言を追加。②技術者倫理「文化的価値を尊重」の文言を追加、「次世代にわたる社会の持続性の確保に努め」→「次世代にわたる社会の持続可能な成果の達成を目指し」に修正。③継続研さん：前文からキーワードに移行

APECエンジニアおよびIPEA国際エンジニア資格

■ 資格要件と審査

- APECエンジニアやIPEA国際エンジニア資格の審査においては、GA&PCおよびそれ以外の要件（7年間以上の業務経験、2年間以上の重要で責任ある立場での業務経験、CPDの実践）を満足する必要がある。
- GA&PCの部分は技術士PC2014に基づいた技術士試験で確認し、それ以外の要件については追加で審査を行っている。
- PCのうち問題解決、マネジメント、評価、リーダーシップなどは追加審査で再度確認している。

IEA GA&PCとのGAPのイメージ



GAP分析結果

■ 全体レンジ（問題の識別と解決のレンジ、エンジニアリング活動のレンジ）

- 技術士PC2023：キーワードの明示が不足している項目あり。ただし各レンジの必要条件は満足している。
- APECエンジニア等審査（技術士）：キーワードの明示が不足している項目あり。ただし各レンジの必要条件は満足している。
- APECエンジニア等審査（建築士）：一級建築士試験、設計製図試験等で確認されており、GAPなし。

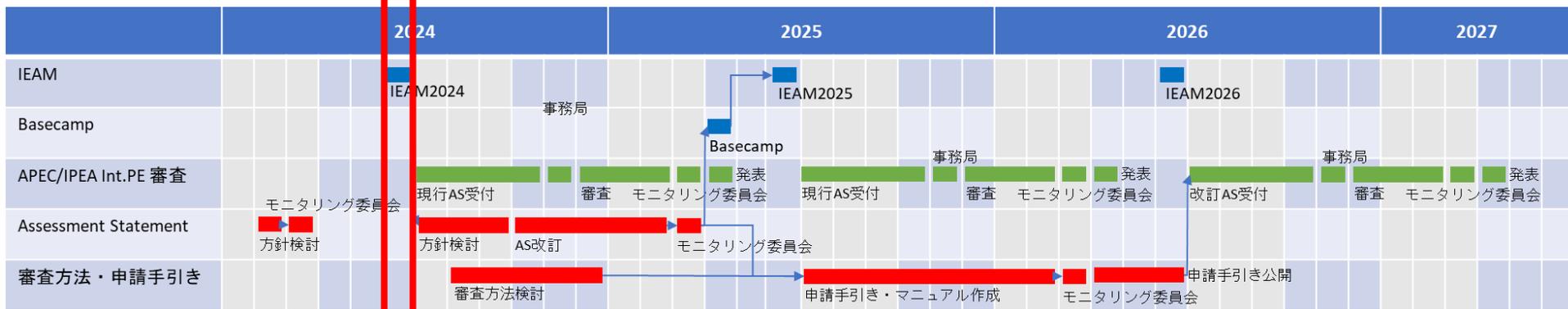
■ PCのプロフィール

- 技術士PC2023：GAPなし
- APECエンジニア等審査（技術士）：技術士PC2014に準じていることから、一部キーワードの明示が不足し、GAPあり
- APECエンジニア等審査（建築士）：一級建築士試験、設計製図試験等で確認されており、GAPなし。

ロードマップ

■ APECエンジニア/IPEA国際エンジニア審査

- 2025年1QまでにAS (Assessment Statement) の改訂検討と改訂実施
- 2025年の審査受付開始時に、2026年からの審査方法の変更を周知
- 2025年3Q～2026年1Qにかけて、申請手続き・マニュアルの改訂
- 2026年から改訂したASに基づき審査



現在
(2024.6)

補足：IEAの対日レビュー

■ スケジュール

- 2024年7月：IEAにレビュー用の文書提出（締め切りは8月末）
- 2024年9月～12月頃：レビューチーム（韓国・香港・台湾などから3～4名予定）が、提出文書を基にレビュー（書面審査のみの予定）。
- 2025年4月末までに：レビュー報告案への対応
- 2025年6月：IEAM2025（メキシコ）でメンバシップの継続を審議

■ 提出文書（赤字は現在作成中、その他は準備完了）

- ①現行AS (Assessment Statement) の修正版/②国内審査手順の英訳/③国際登録手順の英訳/④申請書サンプル12件/⑤クロスリファレンス/⑥前回の監査レポート

■ 備考

- 今回のレビューはIEA GA&PC Ver.3に沿ったものであり、前回の監査と同様に対応
- IEAでは2026年のレビューからGA&PC Ver.4への対応を計画（IEAM2024で提案）

「令和6年能登半島地震」 における 日本技術士会の 取り組み

公益社団法人日本技術士会

令和6年6月

日本技術士会の取り組み①

日本技術士会は、発災直後の1月2日午前9時に防災支援委員会において、大規模自然災害発生後の活動方針とする災害時支援活動計画に基づく、『令和6年能登半島地震災害復興支援プラットフォーム』を設置。

最新情報

- ▶ 『令和6年能登半島地震』支援への今後の取組み
- ▶ 令和6年度 技術士第二次試験の実施について
- ▶ 令和6年度 技術士第一次試験の実施について
- ▶ 令和5年度 技術士第二次試験筆記試験合格発表
- ▶ 令和5年度技術士第一次試験 実施案内

⊕ もっと見る



防災支援委員会のホーム > 主な活動 > 「令和6年能登半島地震」支援への今後の取組み

▶ 委員会の紹介

▶ 主な活動

▶ 防災知識集

▶ 地域本部・県支部の活動

▶ お知らせ

『令和6年能登半島地震』支援への今後の取組み

「令和6年能登半島地震」支援への日本技術士会の今後の取組み
2024年1月9日

令和6年能登半島地震災害復興支援プラットフォーム

1月1日16時過ぎに発生した「令和6年能登半島地震」は、M7.6、震気象庁)続いています。その被害状況は、石川県、富山県、新潟県をり、人的被害だけでなくインフラ・ライフライン破壊、住家被害等の被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

日本技術士会の取り組み②

【喫緊の課題】への今後の取り組み

- I. 日本技術士会全部門の英知を結集して、技術の幅広い視点から支援を実践
- II. 被災者の生活不安等、懸念材料の払拭に向けて他士業団体と連携しながら被災者の相談対応
- III. 被災から復旧・復興へ向けての技術的課題について、被災者の皆さんに分かり易く説明
- IV. 現地の被災状況を確認し、生活再建に向けての復旧・復興への技術的支援活動を実践
- V. 被災自治体の復興計画作りにおいて、被災住民協議会の意見集約等への支援
- VI. 二次災害防止の提案

【中長期的な課題】への今後の取り組み

- i. エネルギー問題等への提案
- ii. 復興まちづくりでの自治体支援
- iii. 広域的・長期的復興計画の支援
- iv. 新たな指針・制度作成の支援

日本技術士会の取り組み③

- 所属企業・団体における防災支援・災害復興支援の実行
- これまでの防災支援活動で作成した資料と今次の震災で専門分野技術士の活動で得た資料の公開
- 統括本部の防災支援委員会委員を中心に、PFにて委員等の安否、地域本部・支援機構などの情報・連絡状況の共有
- 外部団体からの依頼により、統括本部と北陸本部協力の下、新潟市の液状化被災地域の現地調査【日本技術士会より9名（防災支援委員会・応用理学部会・北陸本部防災委員会）】

技術士の活動

北陸本部に所属する技術士の多くは「企業内技術士」であり、災害に対して次のような立場で活動している。

- 北陸地方整備局・北陸農政局・地方自治体との災害協定は、「建設コンサルタンツ協会」・「地質調査業協会」・「農業土木事業協会」などの業協会と取り交わされており、協会に所属している企業が災害対応にあたっている。
- 能登半島地震での災害対応業務は、公共施設復旧や土砂災害に対する調査・設計が主体であり、「建設部門」・「応用理学部門」・「農業部門」・「上下水道部門」の多くの技術士が従事している。また、業務を遂行する上で、技術士は「管理技術者」、「主任技術者」として必須の資格であり、業務を統括する役割を担って従事している。
- 能登半島では、復旧工事が行われている。工事の分野では、技術士は必須の資格ではないが、工事に携わっている企業にも「建設部門」の技術士が多く在籍しており、早期復旧に従事している。
- 災害は、被災対象により道路・河川・港湾・農業・上下水道などのインフラ、斜面崩壊や地すべりによる民家への土砂災害であり、膨大な被災個所数に及んでいる。これらの被災個所に対し、それぞれ専門とする分野の多くの技術士が早期復旧に向け尽力している。
- 災害対応に従事している技術士は、北陸本部に所属する技術士をはじめ、協会の応援要請等により全国から集まってきている。

復旧状況と技術士の活動

【令和6年3月の状況と技術士の活動】

- 能登半島地震での緊急対応として、道路・河川・港湾・農業・上下水道などのインフラの被災状況調査、応急復旧のための調査・設計が行われている段階であった。
- 復旧工事は、道路啓開と港湾啓開が行われている段階であり、各所で応急復旧工事が行われている段階であった。

【令和6年6月の状況と技術士の活動】

- 能登半島での応急復旧工事は、道路・港湾・鉄道等でほぼ完了し、一部機能は使用できる状態まで復旧した。
- 現在、本格復旧に向けての地質調査・復旧設計が行われている段階である。
- 調査・設計が完了した段階で、順次、本格復旧に向けて工事を進めていくことになる。

主な災害対応業務(1)

道路被災個所の調査・復旧設計

能登半島では、国道・県道・市道において陥没・路肩決壊・斜面崩壊・トンネル崩壊等の被害が多数発生した。現在、復旧のための調査・設計が行われており、建設部門「道路」・「トンネル」の技術士が主に従事している。



道路被災(陥没・路肩決壊)
のと里山海道(国土交通省HPより)

土砂災害個所の調査・復旧設計

能登半島では、斜面崩壊や地すべりが多発し、多くの人的被害や家屋の被害、河川閉塞などの被害が発生した。現在、復旧のための調査・設計が行われており、建設部門「河川・砂防及び海岸」の技術士が主に従事している。



土砂災害(斜面崩壊・河川閉塞)
輪島市(国土交通省HPより)

港湾施設被災個所の調査・復旧設計

能登半島北部では、地盤の隆起による港湾施設が被災。また、石川県・富山県・新潟県の港湾では、主に液状化による港湾施設の被害が発生した。現在、復旧のための調査・設計が行われており、建設部門「港湾及び空港」の技術士が主に従事している。



港湾施設被災(液状化・沈下)
能登町宇出志港(国土交通省HPより)

主な災害対応業務(2)

農業施設被災個所の調査・復旧設計

能登半島では、農地や農業施設(ため池・取水施設・排水施設等)の被災が多く発生した。現在、復旧のための調査・設計が行われており、**農業部門「農業土木」**の技術士が主に従事している。



農業施設被災(ため池堤体)
珠洲市(農林水産省HPより)

上下水道被災個所の調査・復旧設計

能登半島では、上下水道施設(管路施設・ポンプ場施設・処理施設等)の被災が多く発生した。現在、復旧のための調査・設計が行われており、**上下水道部門「下水道」**の技術士が主に従事している。



下水道管路災害(マンホール浮上)
中能登町(国土交通省HPより)

被災個所の地質調査・地質解析

上記した復旧設計に必要な地質調査、斜面崩壊・地すべりや液状化の発生機構の解析と対策方針など、復旧設計に向けた地盤に関する業務に対し、地盤・地質を専門とする**建設部門の「土質及び基礎」、応用理学部門の「地質」**の技術士が従事している。



ボーリング調査(国道249号)
輪島市(国土交通省資料より)

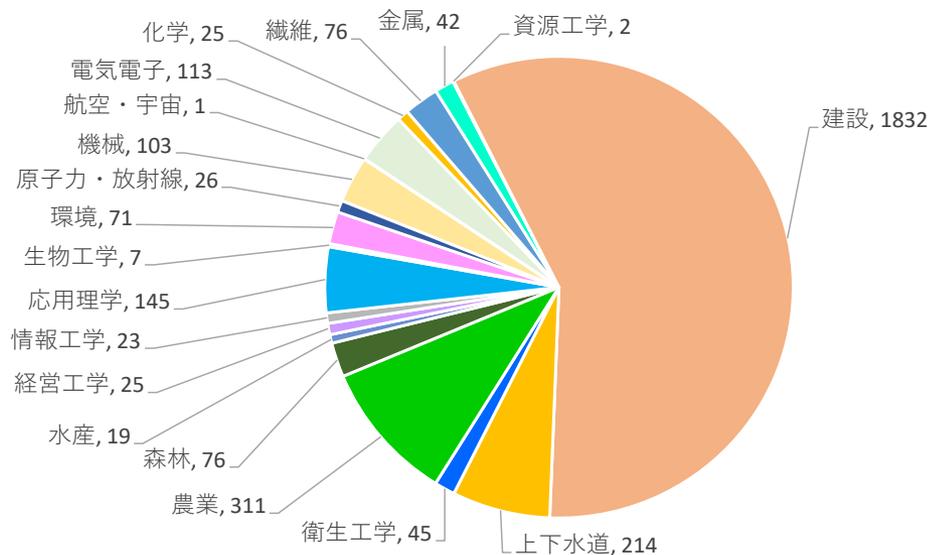
【参考】北陸地域の部門別登録技術士数

2023年12月末集計 各県部門別登録者数

部門	新潟県	富山県	石川県	福井県	合計
機械	31	40	20	12	103
航空・宇宙	1	0	0	0	1
電気電子	28	52	23	10	113
化学	11	9	2	3	25
繊維	7	8	24	37	76
金属	17	19	4	2	42
資源工学	2	0	0	0	2
建設	733	328	445	326	1832
上下水道	61	38	72	43	214
衛生工学	6	11	25	3	45
農業	113	68	80	50	311
森林	30	24	19	3	76
水産	13	1	3	2	19
経営工学	9	5	9	2	25
情報工学	10	5	6	2	23
応用理学	74	26	31	14	145
生物工学	4	0	1	2	7
環境	29	12	14	16	71
原子力・放射線	7	2	3	14	26
総合技術監理	188	111	125	74	498
合計	1374	759	906	615	3654
実人数					

- 登録技術士のうち、総合技術管理部門を除くと、建設部門が1832名(58%)を占める。次いで農業部門311人(9.9%)、上下水道部門214人(6.8%)、応用理学部門145名(4.6%)を占める。
- 能登半島地震では、主にこれらの部門で多くの技術士が災害対応業務に従事している他、全国から応援に集まってきている。

2023年12月末集計 部門別登録者数グラフ
(総合技術管理部門を除く)

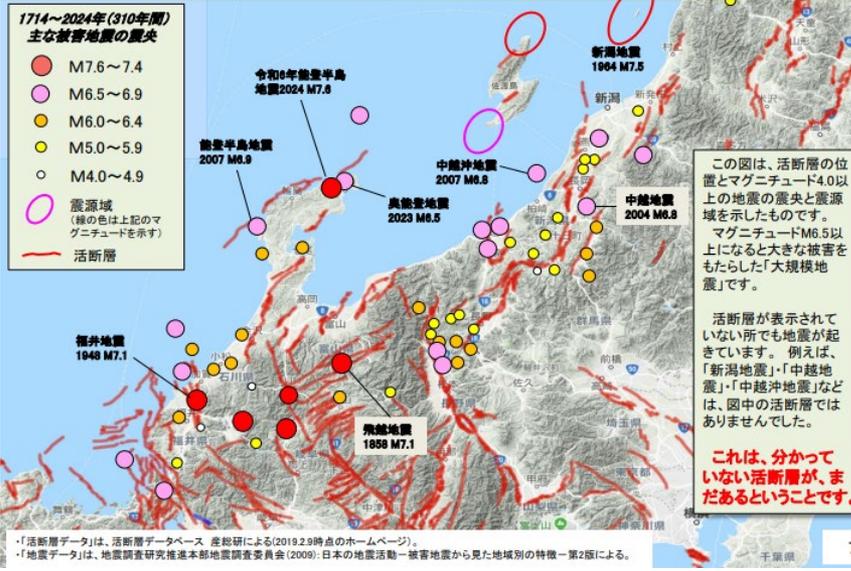


日本技術士会北陸本部公開の資料一覧

資料名	ファイル
01 地震災害への備えに関する9つの教訓	
02 地震発生の仕組みと北陸地方の地震	
03 北陸地方の過去の地震災害	
04 津波発生の仕組みとハザードマップ	
05 新潟市西区での液状化被害範囲に関する地形特徴	
06 新潟市西区での液状化被害範囲に関する地盤特徴	

日本技術士会北陸本部. “令和6年能登半島地震 北陸本部災害支援プラットフォーム_技術士会 北陸本部”. 日本技術士会北陸本部. 2024-02, https://ipej-hokuriku.jp/r6noto_pf/, (参照 2024-02-29).

北陸地方の活断層と地震の震央



R6能登半島地震 新潟市西区 地形・地質と宅地被災範囲



- ・「活断層データ」は、活断層データベース 産総研による(2019.2.9時点のホームページ)。
- ・「地震データ」は、地震調査研究推進本部地震調査委員会(2009):日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴－第2版による。

地理院地図(地形図+治水地形分類図+陰影起伏図)による。

【参考】東日本大震災での取り組み

- 本会内部に震災対策支援のための防災会議を設置し、会員へのアンケート結果をもとに平成 24 年 3 月に「復興に向けた技術士宣言」を発表。
- 防災支援委員会にて、「東日本大震災 復興支援技術士データベース」の開設、運用を開始。被災地の自治体等からの依頼に応じてデータベースから技術的な復興支援活動等を行う技術士を紹介。
- 被災した会員の年会費を免除。

etc.

令和4年度技術士第一次試験の正答ミスにおける日本技術士会の対応について

1. 経緯

令和4年度技術士第一次試験において、外部からの指摘により合格発表前に正答ミスが2件、合格発表後に1件の正答ミスが判明し、追加合格者13名を発表するなど、受験者のみなさまに多大なご迷惑をおかけした。このため、公益社団法人日本技術士会（以下、「技術士会」という。）において、理事会が主体となって、令和4年度技術士第一次試験の総点検を実施した。その結果、新たに正答ミス1件が確認された。

2. 正答ミスの原因について

以下の2点が主な原因であった。

- ・作問・審査の複数の段階における確認・チェック漏れがあった。
- ・新型コロナウイルス感染症対策として審査プロセスの特例的な扱いを実施したため、委員間の意思疎通が円滑にとれなかった。

3. 再発防止策について

上記原因を踏まえ、以下のとおり、再発防止策を講じることとした。

(1) 令和5年度に講じた再発防止策について

- ①作問段階：入念な点検・再確認を行っていただくことを文書により依頼した。
- ②審査段階：令和2～4年度まで行っていた新型コロナウイルス感染症対策としての審査プロセスの特例的な扱いを取りやめ、手順を遵守した審査を徹底した。
- ③試験実施後：令和5年度技術士第一次試験実施後、試験結果を分析し、疑義が発生した問題については、速やかに試験委員へ確認のための照会を行い、問題の有無を確認した。

(2) 令和6年度以降に講じる再発防止策について

- ①作問段階：正答ミスの原因を防止するため、試験問題作成マニュアル等の改訂を行うとともに、当マニュアル等を遵守し作問を行うよう試験委員（作問）総会において周知徹底を図った。
- ②審査段階：正答ミスの原因を防止するため、試験審査要領等の改訂を行い、当審査要領等を遵守し審査を行うよう試験委員（審査）総会において周知徹底を図ることとする。
- ③事務局段階：事務局機能の強化として事務局の増員等を行い、各段階での点検・確認期間をより確保すること等を行った。
- ③試験実施後：令和5年度と同様に、試験結果の分析を行う。